



16消安第2563号  
平成16年6月25日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長 殿

農林水産省消費・安全局  
農産安全管理課長

農薬の登録申請の連絡及び基準値の作成依頼について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり基準値を要する適用拡大申請があったので通知する。

記

申請日	農薬名	農薬種類	備考
平成15年 5月22日 平成15年 6月26日	シアゾファミド	菌	こまつな ほうれんそう
平成15年 9月11日 平成16年 3月23日	トルフェンピラド	虫	レタス、もも、ねぎ かぶ、ブロッコリー



平成 16 年 9 月 21 日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長 殿

農林水産省消費・安全局  
農薬対策室長

農薬登録における残留試験成績の取扱いについて

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 2 項（法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）及び第 6 条の 2 第 1 項（法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農薬の登録を申請する者が提出すべき農薬の作物残留性に関する試験成績について、適用農作物に「かんきつ」及び「なし」に登録申請する場合は、下記により取り扱っていますので、食品衛生法（昭和 22 年法律第 82 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく残留農薬基準値の設定に当たっては、ご配慮下さるようお願いいたします。

記

作物群名	試験供試農作物
かんきつ	みかん、大粒種及び小粒種
なし	日本なし、西洋なし又は中国なし